

第3次糸魚川市総合計画の策定について

1 総合計画とは

本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本方針」であり、各種計画や施策の基本となる最上位の計画です。

また、総合計画は、行政だけのものではなく、市民や民間事業者とも共有し、互いに協力しあって、まちづくりを進めるための考え方や方針を示す計画となります。

このほか、国や県などの関係機関に対して本市のまちづくりの意思を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の考え方を示す計画です。

総合計画の策定根拠は地方自治法に規定されていましたが、平成23年の改正（法律第35号）により、基本構想及び議会議決の状況が廃止となり、総合計画策定は市町村の裁量となりました。

まちづくりを進める上で、市の基本方針は不可欠であることから、改正前の地方自治法の趣旨に則り、基本構想を議会議決とする糸魚川市総合計画条例（平成27年条例第1号）を制定しております。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成することとしています。

基本構想

(R4~10)

【7年間】

※議会議決

まちづくりの基本方向や都市像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となるものです。

計画期間は7年とし、社会経済情勢や社会制度の変化など、長期的な展望の見通しが困難な状況を踏まえ、5年ごとに改定を行うものとしています。

基本計画

(R4~10)

【7年間】

基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものです。

実施計画

【3か年計画】

毎年度ローリング

基本計画で体系化した個別施策の計画的・効率的な事業を推進するため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにするものです。

諸情勢の変化に対応するため、事業の評価・見直しなどを行い、毎年度3か年の計画を策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和10年度（2028年度）までの7年とします。

なお、基本構想及び基本計画の計画期間は7年ですが、5年ごとに計画を改定します。

5年での改定は、残りの2年間は実施計画の計画根拠期間とし、実施計画の継続性を確保するとともに、次期総合計画への継続期間として移行するものとします。

区分・年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第2次総合計画（現行）												
基本構想	基本構想（H29～R5）							7年				
基本計画	基本計画（H29～R5）							7年				
実施計画	H29		3年ローリング									
	策定	H30										
		策定	R1									
			策定	R2								
				策定	R3							
第3次総合計画（次期）												
基本構想				策定作業		基本構想（R4～R10）						
基本計画				策定作業		基本計画（R4～R10）						
実施計画				策定	R4	3年ローリング						
					策定	R5						
						策定	R6					
							策定	R7				
								策定	R8			

4 総合計画審議会の役割について

総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画基本構想及び基本計画について、調査・審議するために設置される審議会です。

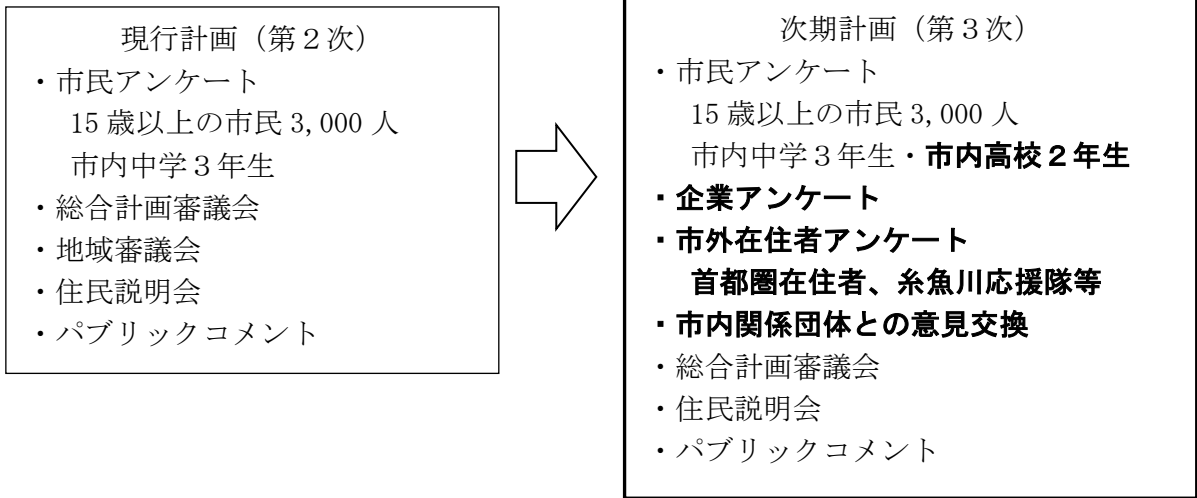
審議会委員の皆様からは、様々な分野・団体を代表する立場として参画いただいておりますが、それぞれの立場や専門的な知見からはもとより、市全体の将来を見据えた議論を通じて、主に基本構想の部分について、今後のまちづくりの方向性の検討をお願いします。

その後、市の庁内策定委員会が関係団体との意見交換をすることで作成した基本計画（素案）について、調査・審議していただき、令和3年11月を目途に基本構想（案）・基本計画（案）として、市長に答申していただきます。

総合計画については、令和3年12月市議会定例会での基本構想提案・議決を目指して、進めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

5 計画策定の方針

(1) 住民等の意向把握



市民アンケートだけではなく、市内企業や市外在住者へのアンケートも実施し、企業からの意見や市外在住者の視点を計画に取り入れます。

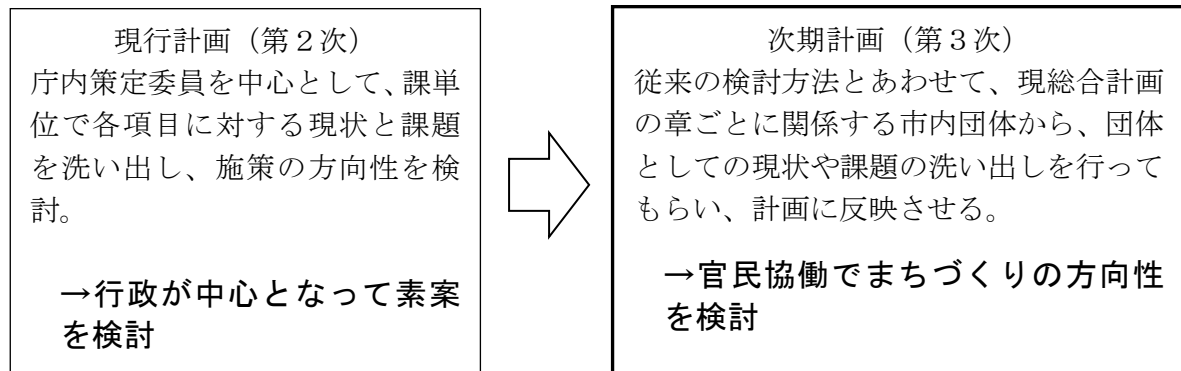
【企業アンケート】

- ・人材確保の状況
- ・経営状況、今後の見通し
- ・事業継続に向けた課題
- ・企業としての子育て支援策
- ・女性、高齢者、障害者等の雇用状況
- ・人材確保の課題、求める支援策
- ・社員の妊娠・出産時の対応
- ・行政に望む支援策 等

【市外在住者アンケート】

- ・地方移住のニーズ
- ・糸魚川市の認知度、来訪頻度
- ・移住先として糸魚川市への興味
- ・移住先として考慮する地域・理由
- ・行政に期待する移住支援策
- ・観光資源の認知度、興味 等

(2) 現状と課題の把握



【関係団体例】

- ・子育て 親子いきいき会、子ども・子育て会議
- ・健康福祉 医師会、自立支援協議会、地域包括支援センター
- ・産業 雇用促進協議会、農林水産業振興協議会、観光協会
- ・都市機能 地域公共交通協議会、姫川港利用者協議会
- ・環境防災 環境審議会、消費者協会
- ・地域 連合区長会、男女共同参画推進委員会 等

(3) 重点戦略事業

総合計画審議会及び市内策定委員、市内の関係団体の協働により計画案を策定するとともに、市長が考えるまちづくりの方向性が明確に見えるよう、計画期間において重点的に取り組む事項について、第2期糸魚川市総合戦略とも整合を図り、重点戦略事業として計画に記載します。

→メリハリのある計画

(4) K G I（重要目標達成指標）とK P I（重要業績指標）による明確な目標設定

達成すべき目標を数値で明確化することにより、目標達成に向けてわかりやすく戦略的な計画体系とします。また、K G Iからその達成に必要なK P Iを設定することで、目標達成に向けた手段や過程を明らかなものとします。

→数値による計画の進捗管理

(5) S D G s（持続可能な開発目標）達成に向けた取組の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したS D G sの理念は、人口減少社会への対応や持続可能なまちづくりを目指す当市の方向性と同一であるため、S D G sの理念や目標を踏まえた計画づくりとします。

→様々な主体と連携したまちづくりの推進

「第3次系魚川市総合計画」策定作業スケジュール

